

○国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱

平成19年3月30日訓令第37号

改正

平成21年3月31日訓令第33号

平成21年3月31日訓令第36号

平成22年5月21日訓令第46号

平成23年3月23日訓令第9号

平成24年3月30日訓令第19号

平成25年4月1日訓令第29号

平成28年6月8日訓令第60号

平成28年9月16日訓令第86号

平成29年3月24日訓令第16号

平成29年6月30日訓令第55号

平成30年3月28日訓令第16号

国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は特定妊婦をいう。）（以下「要支援児童等」という。）への適切な支援に関わる機関相互の連携を推進することにより、支援対象児童等（法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等をいう。以下同じ。）の早期発見並びに要保護児童の適切な保護及び要支援児童等への適切な支援を図ることを目的として、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援対象児童等についての関係機関等相互の情報交換及び状況把握に関すること。
- (2) 支援対象児童等の早期発見並びに要保護児童の適切な保護及び要支援児童等への適切な支援を円滑に実施するための関係機関等の連携に関すること。

- (3) 支援対象児童等の支援に関すること。
- (4) 支援対象児童等に関する理解を深めるための啓発活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(構成)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる関係機関等（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

- 2 連絡会の構成は、2年ごとに見直すものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、要保護児童の適切な保護及び要支援児童等への適切な支援に関わる機関等を連絡会に加えることができる。

(組織)

第4条 連絡会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議を置く。

- 2 連絡会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、国立市子ども家庭部長の職にある者をもって充て、副会長は、次条に規定する代表者会議の委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、連絡会の事務を総理し、連絡会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 連絡会の年間活動方針に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連絡会の設置目的を達成するために必要な事項

- 2 代表者会議は、構成機関等の代表者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に代表者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、支援対象児童等に係る保護活動等を実際に行っている者の知識及び経験を支援対象児童等の支援等に関する施策に反映させるため、次の各号に掲げる事項について協議す

る。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 支援対象児童等対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 連絡会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 実務者会議に議長を置き、子ども家庭部子育て支援課長（以下「子育て支援課長」という。）の職にある者をもって充てる。

4 実務者会議は、議長が必要に応じて招集する。

5 議長は、必要があると認めるときは、実務者会議に別表第2に掲げる者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（個別ケース会議）

第7条 個別ケース会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援等の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等に係る情報の共有に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等に対する支援に係る担当者間の共通認識の確保に関すること。
- (6) 個別の支援対象児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (7) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別ケース会議は、構成機関等の職員等のうち、支援対象児童等ごとに、当該支援対象児童等に直接関係する者又は関係すべき者をもって構成する。

3 個別ケース会議は、子ども家庭支援センター所長が必要に応じて招集し、議長となる。

4 議長は、個別ケース会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、構成機関等の職員等以外の者に対し、個別ケース会議に出席を求めて意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 次の各号に掲げる連絡会の構成機関等の区分に応じ、当該各号に定める者は、法第25条の5の規定に基づき、連絡会の職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等 当該機関等の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (3) その他 連絡会を構成する者又はその職にあった者
(要保護児童対策調整機関)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、国立市子ども家庭部子育て支援課を指定する。

2 調整機関の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援に係る構成機関等間の連絡調整に関すること。
- (3) 連絡会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令第33号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。（後略）

2 （前略）第81条の規定による改正後の国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成22年5月21日訓令第46号）

この訓令は、平成22年5月21日から施行し、改正後の国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱の規定は、平成22年5月1日から適用する。

付 則（平成23年3月23日訓令第9号）

この訓令は、平成23年3月23日から施行する。

付 則（平成24年3月30日訓令第19号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日訓令第29号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月8日訓令第60号）

この訓令は、平成28年6月8日から施行する。

付 則（平成28年9月16日訓令第86号）

この訓令は、平成28年9月16日から施行する。

付 則（平成29年3月24日訓令第16号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月30日訓令第55号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

付 則（平成30年3月28日訓令第16号）

この訓令は、平成30年4月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

国又は地方公共 団体の機関等	児童福祉機関	国立市健康福祉部	福祉総務課
			しょうがいしゃ支援課
		国立市子ども家庭部	児童青少年課
			子育て支援課
		東京都立川児童相談所	
	保健医療機関	東京都多摩立川保健所	
	教育機関	国立市教育委員会	市立小学校
			市立中学校
			教育総務課
			教育指導支援課
警察・司法関係機 関	警視庁立川警察署		
	警視庁立川少年センター		
法人	児童福祉関係	市内私立保育園	
		国立市社会福祉協議会	
	保健医療機関	国立市医師会	

		国立市歯科医師会
	教育機関	市内私立幼稚園
その他	国立市民生・児童委員協議会	
	国立市人権擁護委員	
	北多摩西地区保護司会国立分区	

別表第2（第6条関係）

国又は地方公共 団体の機関等	児童福祉機関	国立市健康福祉部	福祉総務課の職員	
			しょうがいしゃ支援課の職員	
		国立市子ども家庭部	児童青少年課の職員	
			子育て支援課の職員	
		東京都立川児童相談所の職員		
	保健医療機関	東京都多摩立川保健所の職員		
	教育機関	国立市教育委員会	市立小学校の教職員	
			市立中学校の教職員	
			教育総務課の職員	
			教育指導支援課の職員	
	警察・司法関係機 関	警視庁立川警察署の職員		
		警視庁立川少年センターの職員		
	法人	児童福祉関係	市内児童福祉施設の職員	
			市内私立保育園長会の推薦する者	
国立市社会福祉協議会の推薦する者				
保健医療機関		国立市医師会の推薦する者		
		国立市歯科医師会の推薦する者		
教育機関	市内私立幼稚園長会の推薦する者			
その他	国立市民生・児童委員協議会の推薦する者			
	国立市人権擁護委員の推薦する者			
	北多摩西地区保護司会国立分区の推薦する者			